

令和 8 年度 那覇市営住宅等施設賠償責任保険の
制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚



1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和 8 年度 那覇市営住宅等施設賠償責任保険
- (2) 内容 仕様書による

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格を全て満たさなければならない。

- (1) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号。以下「同法」とする。）の以下いずれかに該当すること。
 - ア 同法第 2 条第 4 項に規定する損害保険会社
 - イ 同法第 2 条第 9 項に規定する外国損害保険会社等
 - ウ 同法第 219 条に規定する特定損害保険業免許を有する特定法人
 - エ 同法第 2 条第 21 項に規定する「損害保険代理店」のうち保険契約の代理を行う者である損害保険代理店
- (2) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所のいずれかがあること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (5) 経営及び信用の状況が良好であると認められること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に定める者に該当しないこと。
- (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (8) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 2 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団又は、同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (9) その他市長が必要と認める条件

3 仕様書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和8年3月18日(水)以降

(2) 配布場所

那覇市ホームページへ掲載

4 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問期間 令和8年3月18日(水)から令和8年3月24日(火)午後5時迄

(2) 質問方法 質問書(市様式)を那覇市まちなみ共創部市営住宅課へ電子メール、又はFAXで提出すること。

(3) 回答日 令和8年3月25日(水)午後5時までに回答

(4) 回答方法 那覇市ホームページへ掲載

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年3月26日(木)

午前10時00分受付開始 午前10時30分入札開始

(2) 場所 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所本庁舎8階 810相談室

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

(1) 入札書(市様式)

(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)

7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項の規定により、その全部又は一部の納付を免除することができる。

8 契約保証金

那覇市契約規則第30条第1項の規定により、その全部又は一部の納付を免除することができる。

9 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市市営住宅課まで持参のうえ提出すること。

(1) 入札資格審査申請書

(2) 取引実績表(市様式)

(3) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

(4) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)

(5) 市税完納証明書

(6) 損害保険会社との損害保険代理店委託契約書の写し等(損害保険代理店の場合のみ)

(7) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)

(8) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が行ったとき。
- (2) 委任状を持参しない代理人が行ったとき。
- (3) 入札の日付を欠いたとき、又は入札の年月日と合わないとき
- (4) 入札書に記名押印（代表者印又は代理人の場合は代理人の印）を欠いたとき。
- (5) 入札書の表記金額を訂正したとき、又は¥マークの記載がないとき。
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- (7) 明らかに談合と認められるとき。
- (8) 同一事項の入札について、他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が行ったとき。
- (9) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用したとき。
- (10) その他入札に関する条件に違反したとき。

11 留意事項

- (1) 郵送による入札は認めない
- (2) 最低制限価格は設定しない

【お問合せ先】

那覇市 まちなみ共創部 市営住宅課

担 当 東（ひがし）

所在地 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所本庁舎8階 市営住宅課

電 話 098-951-3262

F A X 098-951-3243

E-Mail naha_b_zyu001@city.naha.lg.jp